

# 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

御注意

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

3 2 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

(宛先) 笛吹市長		(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所)又は所在地	〒											
令和 年 月 日提出			フリガナ												
			氏名又は名称												
			代表者の職氏名												
		個人番号又は法人番号													
給与所得者												(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日
受給者番号(整理番号)	フリガナ		特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)										
	氏名		円	月から	月から										
生年月日	昭和・平成 年 月 日			月まで	月まで										
個人番号				円	円										
1月1日現在の住所															
給与の支払を受けなくなった後の住所															

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度		
※市町村処理欄						
特別徴収義務者指定番号				※市町村ごとに異なります		
宛名番号						
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号				課・係		
				氏名		
				電話	(内線 )	
異動の事由				異動後の未徴収税額の徴収		
				1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/> 月分で納入 (翌月10日納期分) 3. 普通徴収 (理由 )		
				1. 退職		職
				2. 転勤		勤
				3. 休職・長期欠勤		
				4. 死亡		亡
				5. 支払少額・不定期		
6. 合併・解散						
7. その他		(特別徴収不可)				
※「7. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。						
1	他の事業所で、特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者					
2	普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ該当)					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、申出があったため ( 月 日申出) 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
	.	円	円
	.	円	円
異動者印	.	円	円

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	
電話	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)				連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では 月割額 円を		
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒		氏名		月分から徴収し、納入します。			
フリガナ			電話		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。			
氏名又は名称			(内線 )		納入書 要 ・ 不要			
代表者の職氏名			受給者番号					
法人(個人)番号								

※市町村記入欄
---------

【提出先】 〒406-0031 笛吹市石和町市部809番地1 笛吹市役所 総務部 税務課 市民税担当